

四日市市告示第 275号

四日市市妊婦のための支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)に基づく妊婦のための支援給付の実施にあたり、法、子ども・子育て支援法施行令(平成 2 6 年政令第 2 1 3 号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者
- (2) 妊婦等包括相談支援事業 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 3 第 2 2 項の規定に基づき市が実施する事業

(妊婦支援給付金の内容)

第 3 条 妊婦支援給付金(以下「マタニティ給付金」という。)は次の各号に定める給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容を実施するものとする。

- (1) マタニティ給付金(1 回目) 第 5 条第 2 項に規定する妊婦給付認定後に妊娠 1 回につき 5 万円を支給するもの
- (2) マタニティ給付金(2 回目) 第 6 条第 2 項に規定する胎児の数の届出の認定を受けた後に胎児の数に 5 万円を乗じて得た額を支給するもの

(支給対象者)

第 4 条 マタニティ給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号すべてを満たすものとする。

- (1) マタニティ給付金(1 回目)

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 5 条の規定により妊娠の届出をし、かつ、他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から支給される妊婦支援給付金（1 回目）の支給（予定を含む。）を受けていない妊婦又は同年 3 月 3 1 日までに妊娠の届出をしたが、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和 4 年 1 2 月 2 6 日子発 1 2 2 6 第 1 号）に基づき市町村から支給される出産応援ギフトの支給（予定を含む。）を受けていない者

イ 妊婦給付認定日において市内に住所を有する者

ウ 妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、妊婦給付認定前に流産若しくは死産をした場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

(2) マタニティ給付金（2 回目）

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に出産、流産又は死産をし、かつ、他の市町村から支給される妊婦支援給付金（2 回目）の支給（予定を含む。）を受けていない者

イ 胎児の数の認定日において市内に住所を有する者

ウ 妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、胎児の数の認定前に流産、死産若しくは児童が死亡した場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

（妊婦給付認定及び給付金の支払い）

第 5 条 支給対象者のうち、マタニティ給付金（1 回目）の支給を受けようとするもの（以下「1 回目申請者」という。）は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、1 回目申請者から前項の規定による申請を受けた場合は、審査の上、妊婦給付認定を行い、1 回目申請者に通知するものとする。

3 市長は、妊婦給付認定通知を行った場合、速やかにマタニティ給付金（1 回目）を支払うものとする。

（胎児の数の届出の認定及び給付金の支払い）

第 6 条 支給対象者のうち、マタニティ給付金（2 回目）の支給を受けようとするもの（以下「2 回目届出者」という。）は、出産予定日の 8 週間前の日（出産予定日の 8 週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）以降に、市長が別に定める届出書により、胎児の数等を届け出なければならない。

2 市長は、2 回目届出者から前項の規定による届出を受けた場合は、審査の上、胎児の数の認定を行い、2 回目届出者に通知するものとする。

3 市長は、胎児の数の認定通知を行った場合、速やかにマタニティ給付金（2 回目）を支払うものとする。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第 7 条 支給対象者から法 7 3 条第 1 項の時効により妊婦のための支援給付を受ける権利が消滅するまでに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が、マタニティ給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項に規定する認定を行った後、1 回目申請者又は 2 回目届出者（以下「申請者等」という。）の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請者等の補正が行われないことその他申請者等の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該認定は取り消したものとみなす。

（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第 8 条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）第 2 条第 1 号の規定により市長が指定する給付金とする。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。